

京都大学哲学論叢刊行会規約

第一章 名称

本会は、京都大学哲学論叢刊行会と称し、本部を京都市左京区吉田本町京都大学大学院文学研究科哲学研究室におく。

第二章 趣旨

- (1) 本会は、本会会員の発表の場を確保し、広く研究交流を図り、哲学研究の進展・深化に参加することを目的とする。会員資格については第三章で定める。
- (2) 本会は、会誌『哲学論叢』を年一回発行する。
- (3) 会誌発行後、その合評会を開催し、広く参加者を募る。

第三章 会員資格

- (1) 正会員 京都大学大学院文学研究科哲学・西洋哲学史専修修士課程・博士課程に在籍し、本会の趣旨に賛同する者。
- (2) 準会員 上記専修以外の大学院（もしくはそれに準ずる研究機関）に所属、あるいはその課程を修了した者で、会誌への投稿を希望する者。但し、入会の可否は、第六章で定める編集委員会による審査を通じて決定される。期間は五年とする。
- (3) 賛助会員 本会の依頼に応じ、入会を承諾した者（但し、上記専修の課程修了後、大学教員職に就いた者は入会が望まれる）。
- (4) 準賛助会員 元正会員、及び元準会員で、引き続き本会に留まることを希望する者。

第四章 会員規約

- (1) 会員は、会費を年度毎に納入する。その金額については別途定める。
- (2) 会誌執筆者より、以上に加えて執筆代を徴収する。その金額については別途定める。

第五章 退会・会員資格の停止

- (1) 本会から退会を希望する者は、編集委員会までその旨を届け出る。
- (2) 会費を三年間滞納した者は滞納分を納入するまで、会員資格を一部停止し、第七章で定める発表権を失う。本会からの督促にもかかわらず、五年間滞納した場合、その者の会員資格を停止する。

第六章 編集規約

- (1) 編集委員会は、編集委員および編集顧問によって構成される。
- (2) 編集顧問は、京都大学大学院文学研究科哲学・西洋哲学史専修に属する教員がこの任にあたる。
- (3) 編集委員は、正会員の互選により若干名を選出する。
- (4) 編集委員の任期は一年とする。但し、重任を妨げない。
- (5) 編集委員は、該当年度の会誌の編集・発行に関して、本規約の定めるところに従って一切の権限と責任を負う。

(6) 会誌は、京都大学哲学・西洋哲学史（近世）研究室のウェブページ上にて電子的に発行する。

(7) 論文の掲載に際して、編集委員会は若干名の審査員（レフェリー）を選出し、これに審査を依頼する。掲載の可否は、審査員の審査結果を尊重しつつ、編集委員会がこれを決定する。

(8) 学究的・研究的目的から、賛助会員等に論文の投稿を依頼することがある。

第七章 発表規約

(1) 発表者は正会員を主とするが、準会員・賛助会員・準賛助会員もその権利を有する。発表の優先順位は、掲載回数が初回・二回・三回の順とする。

(2) 発表論文の詳細については別途定める。

第八章 規約改正

本規約の改正は、編集委員会による検討のうえ、正会員によって構成される総会によってなされる。

以上。（平成 26 年改定）